

都 市 消 防 委 員 会  
說 明 資 料

平成29年9月25日

防災危機管理局



目 次  
頁

1 毛布の配備基準について…………… 1

2 区別の毛布購入予定数等について…………… 2

【参考1】 「スフィア・プロジェクト 人道憲章と人道対応  
に関する最低基準（2011年版）」の抜すい… 3

【参考2】 「内閣府 避難所運営ガイドライン（平成28年  
4月）」の抜すい…………… 4

## 1 毛布の配備基準について

区分	津波浸水及び 洪水浸水 想定学区内	津波浸水及び 洪水浸水 想定学区外
市立小中学校	収容人員×2枚	収容人員×1枚
コミュニティセンター	50人×2枚	50人×1枚
その他の施設	収容人員×2枚	収容人員×1枚

- (注) 1 「津波浸水想定学区」とは、地域防災計画に定める避難勧告の発令基準のうち、伊勢・三河湾に大津波警報が発表された場合の対象となる学区
- 2 「洪水浸水想定学区」とは、「あなたの街の洪水・内水ハザードマップ」において、洪水浸水が想定される学区
- 3 「市立小中学校」には、旧那古野小学校、旧江西小学校、旧本陣小学校、旧亀島小学校、星槎名古屋中学校を含む。
- 4 「その他」区分の主な施設は、スポーツセンター、大学、高等学校、私立中学校、民間企業等
- 5 「その他」区分の収容人員の上限は、200人

## 2 区別の毛布購入枚数等について

区分		指定避難所数	収容人員	購入予定数
千種区	市立小中学校	か所 23	人 7, 717	枚 7, 150
	コミュニティ センタ一	11	682	550
	その他	16	9, 794	2, 900
	小計	50	18, 193	10, 600
北区	市立小中学校	26	14, 043	22, 600
	コミュニティ センタ一	16	1, 075	1, 600
	その他	13	3, 423	3, 500
	小計	55	18, 541	27, 700
西区	市立小中学校	26	12, 408	23, 500
	コミュニティ センタ一	17	1, 053	1, 700
	その他	9	5, 777	3, 300
	小計	52	19, 238	28, 500
中区	市立小中学校	15	5, 116	5, 700
	コミュニティ センタ一	2	131	100
	その他	5	2, 015	850
	小計	22	7, 262	6, 650
昭和区	市立小中学校	16	6, 537	6, 100
	コミュニティ センタ一	9	549	450
	その他	8	3, 433	1, 250
	小計	33	10, 519	7, 800
合計		212	73, 753	81, 250

## 【参考1】 「スフィア・プロジェクト 人道憲章と人道対応に関する最低基準（2011年版）」の抜き

### （1）概要

スフィア・プロジェクトは、NGOのグループと赤十字・赤新月社運動によって、人道援助の主要分野全般に関する最低基準を定める目的で1997年に開始された。最低基準の目的は災害や紛争における人道援助の質、および被災者への人道援助システムの説明責任を向上させること

### （2）毛布に関する記述

#### （基本行動）

- ・ 被災者の毛布と寝具のニーズを特定し、十分な快適温度を提供し、適切な寝床の手配を可能にするために必要な毛布と寝具へのアクセスを確保する。

#### （基本指標）

- ・ すべての被災者が、十分な熱的快適性を確保し、適切な寝床の手配を確保するため、毛布、寝具、就寝マットやマットレス、および必要な場合には殺虫剤処理蚊帳の組み合わせを持っている。

#### （ガイダンスノート）

- ・ 地面から体温を奪われないようにするには、毛布を追加するよりも、断熱素材を使った敷布団かマットレスを利用する方が効果的な場合がある。
- ・ 幼児や子ども、移動に制約がある人および高齢者は体温を奪われやすく、快適な温度を維持するためには衣料や毛布の追加などが必要になる場合がある。高齢者や病弱者、体の弱った者については、運動能力に欠けていることを考慮して特に注意を払う必要があり、マットレスや床揚げ式のベッドなどが必要になる場合がある。

## 【参考2】 「内閣府 避難所運営ガイドライン（平成28年4月）」の抜きい

### ・前提となる事項の理解 ~「質の向上」の考え方~

避難所は、あくまでも災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所です。公費や支援を得ての生活であることから「質の向上」という言葉を使うと「贅沢ではないか」というような趣旨の指摘を受けることもあります。しかし、ここでいう「質の向上」とは「人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか」という「質」を問うものであり、個人の収入や財産を基に算出される「生活水準」とは全く異なる考え方であるため、「贅沢」という批判は当たりません。

本ガイドラインは、避難所において「避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を目指すものです。しかし、発災直後の初動期においては、いくら平時から備えてきたとしても、避難者の健康に配慮した支援が最初から実現するとは限りません。例えば、避難所の寝床を例に挙げると、初動期は備蓄の毛布を提供する、応急期（発災から3日目まで）は、エアマットや段ボールなどを床に敷く、復旧期（4日目以降）は、簡易ベッドを確保すること等が期待されます。このように、時系列に避難所環境の改善を目指さなければ、避難者の健康を維持することはかないません。避難所生活が長期化するほど、健康への負担は増大し、避難者の心身に悪影響を及ぼし、その後の生活再建を大きく阻害する要因となりかねません。段階的かつ確実に、「質の向上」を目指すことは、避難所の運営のための支援・調整を担う市町村の責務といえるでしょう。

